

御代田町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

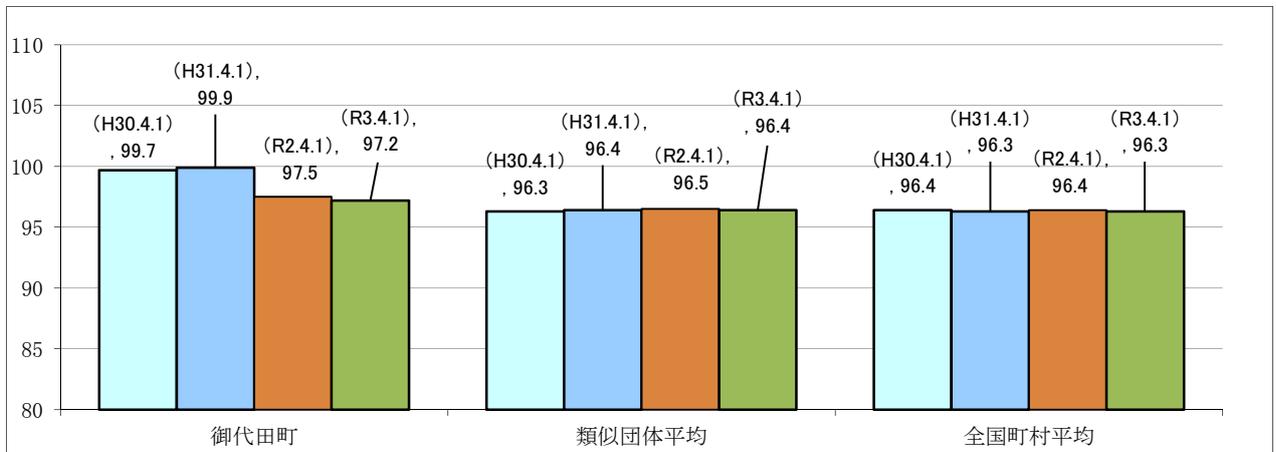
区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 1年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
2	15,882	8,022,119	253,799	1,194,245	14.9%	16.4%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2	137	425,054	47,308	165,921	638,283	4,659	5,474

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

(注) 人事委員会を設置していないため、この欄は記載していません。

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円	%	%	%
	—	—	—	—	—	—

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月
	—	—	—	—	—	—

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し
→ 実施

【給料表の改定実施時期】 令和2年4月1日
【実施内容】 県準拠から国準拠に変更

②地域手当の見直し
→ 地域手当の支給なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(3 年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
御代田町	38.2 歳	283,700 円	317,300 円	293,900 円
長野県	45.2 歳	332,500 円	398,943 円	366,374 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
類似団体	41.7 歳	305,079 円	358,344 円	328,065 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
御代田町	39.2 歳	6 人	266,900 円	277,100 円	272,500 円	—	—	—	—
うち給食調理員	39.2 歳	6 人	266,900 円	277,100 円	272,500 円	飲食物調理従事者	44.9 歳	257,600 円	1.08
長野県	58.5 歳	5 人	280,400 円	295,940 円	290,873 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	— 円	328,603 円	—	—	—	—
類似団体	50.3 歳	7 人	285,940 円	308,370 円	295,917 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
御代田町	—	—	—
調理士	4,589,900 円	3,385,500 円	1.36

- 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成30～令和2年の3ヶ年平均)
- 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員において前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、3 年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (3 年4月1日現在)

区 分		御代田町	長野県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	192,600 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	158,100 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	150,600 円	153,500 円	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (3年4月1日現在)

区分		経験年数7～10年	経験年数15～20年	経験年数20～25年	経験年数25～30年
一般行政職	大学卒	242,200 円	306,400 円	351,700 円	383,000 円
	高校卒	※ 円	- 円	- 円	※ 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	※ 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

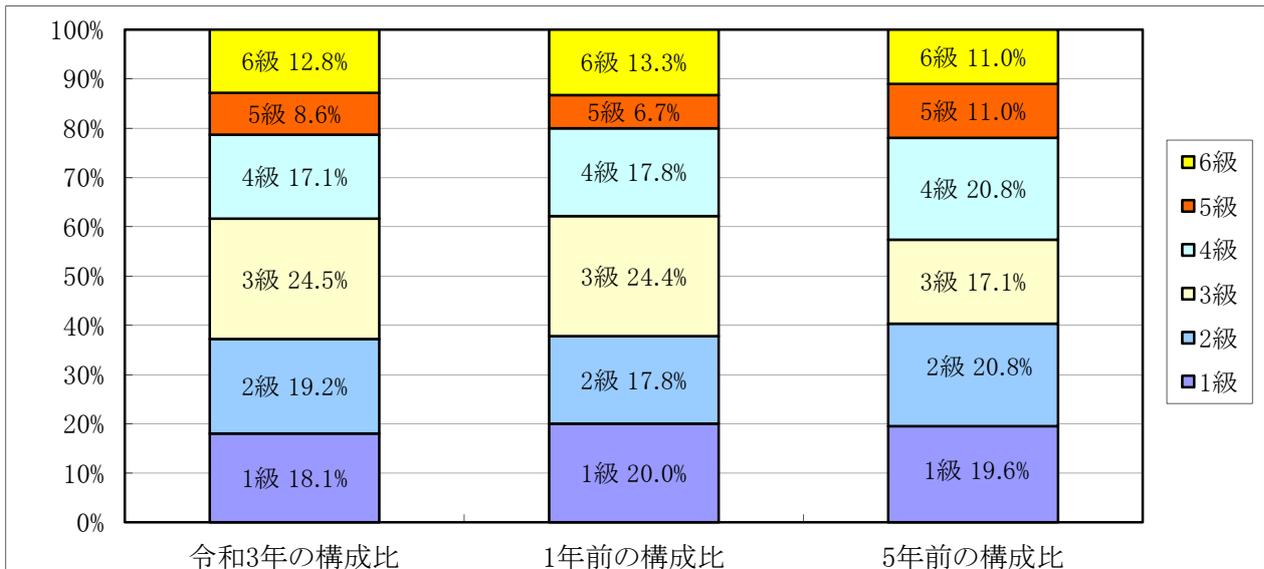
「-」…対象者がいない箇所、「※」…対象者が1名で個人が特定されてしまうため公表を差し控える箇所。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数状況 (3年4月1日現在)

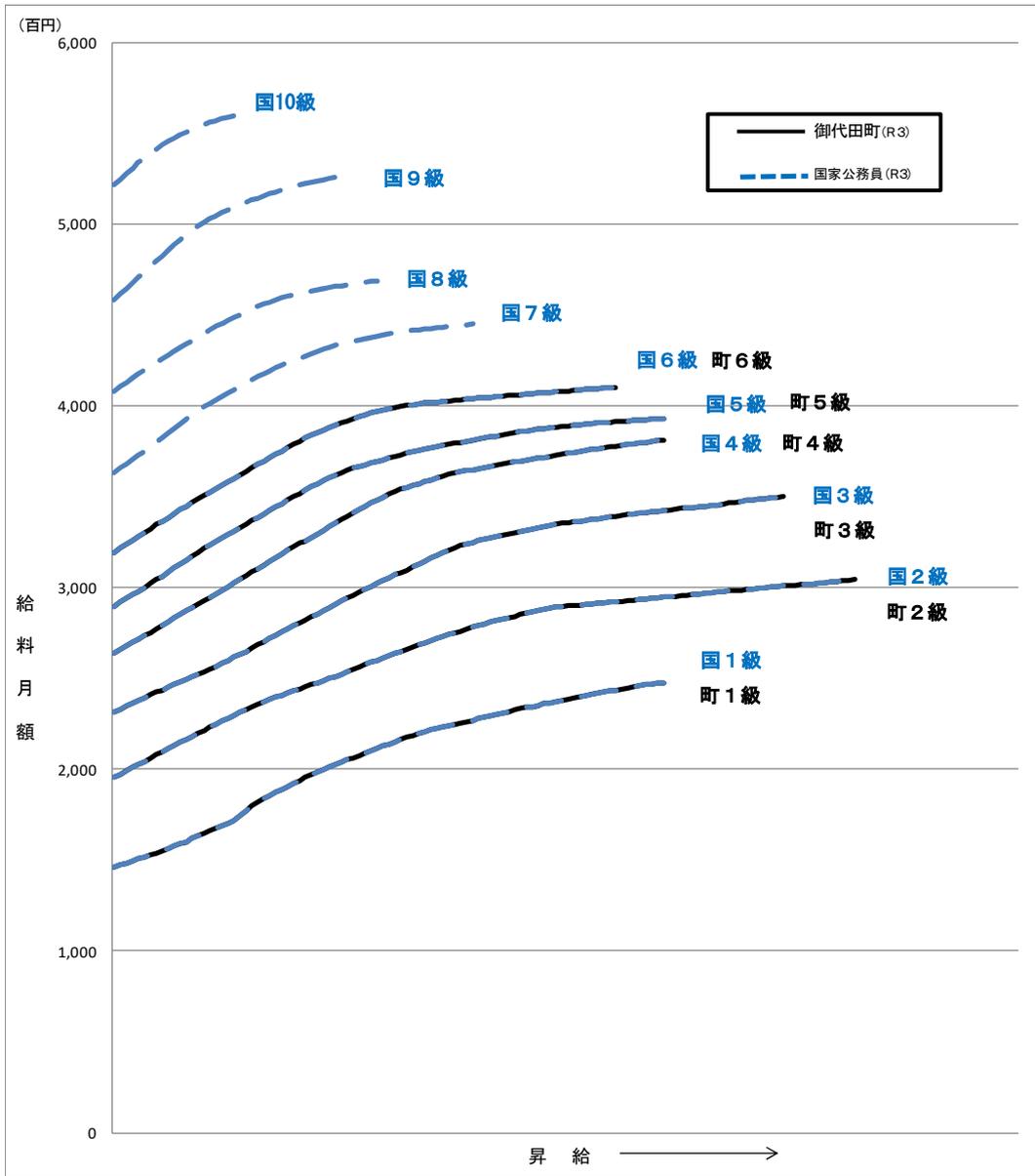
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事の職務	17 人	18.1%	146,100円	247,600円
2級	主任の職務	18 人	19.2%	195,500円	304,200円
3級	主査の職務	23 人	24.5%	231,500円	350,000円
4級	係長、主幹の職務	16 人	17.1%	264,200円	381,000円
5級	課長補佐、園長の職務	8 人	8.6%	289,700円	393,000円
6級	課長、局長の職務	12 人	12.8%	319,200円	410,200円

(注) 1 御代田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表【行政職(一)】(令和3年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(御代田町)

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分		○		○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	△		△	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

御代田町	長野県	国
1人当たり平均支給額 (2 年度) 1,300 千円	1人当たり平均支給額 (2 年度) 1,697 千円	—
(2 年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.40)月分 (0.90)月分	(2 年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.40)月分 (0.90)月分	(2 年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(御代田町)

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (3 年4月1日現在)

御代田町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3～30%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
1人当たり平均支給額	1,948 千円	22,066 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、 2 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当
支給なし

(4) 特殊勤務手当 (3年4月1日現在)

支給実績(2年度決算)	252 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	23 千円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(2年度)	7.5 %			
手当の種類(手当数)	3			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務手当	税務課 (収税係、資産税係、住民税係)	町税賦課・徴収業務	252千円	収税係職員:月額3,000円 その他税務課職員:月額1,500円
感染症防疫手当	従事者	感染症防疫業務		日額1,000円
行路死亡人取扱手当	従事者	行路死亡人取扱業務		1件3,000円

(5) 時間外勤務手当(普通会計)

支給実績(2年度決算)	11,460 千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	122 千円
支給実績(1年度決算)	12,793 千円
職員1人当たり平均支給年額(1年度決算)	136 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円/人 ・子以外の扶養親族 6,500円/人 ・満16歳の年度初めから、満22歳の年度末までの子 5,000円加算/人	同		10,710 千円	205,962 円
住居手当	借家・間…家賃額に応じて支給 上限27,000円/月	同		6,414 千円	246,692 円
通勤手当	交通機関等の利用者 ・運賃相当額が55,000円以下については、運賃相当額 ・自動車等使用者は、距離に応じて最高31,600円支給	同		9,208 千円	64,392 円
管理職手当	・課長補佐職…20,000円 ・課長職…34,000円	異	定額	7,464 千円	339,273 円
寒冷地手当	・7,360～17,800円	同		7,179 千円	50,556 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 1回5,000円	異	1回当たりの金額	4,630 千円	48,229 円

5 特別職の報酬等の状況（3年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等 額	
給 料	町 長	733,000 円	()	(参考)類似団体における最高/最低額 840,000 円 / 557,200 円			
	副 町 長	597,000 円	()	683,000 円 / 540,000 円			
報 酬	議 長	290,000 円	()	375,000 円 / 280,000 円			
	副 議 長	220,000 円	()	310,000 円 / 220,000 円			
	議 員	195,000 円	()	290,000 円 / 195,000 円			
期 末 手 当	町 長	(2 年度支給割合)					
	副 町 長	3.33		月分			
退 職 手 当	議 長	(2 年度支給割合)					
	副 議 長	3.33		月分			
備 考	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 町 長	給料月額(733,000円)×在職月数×0.425		14,953,200円	任期毎		
		給料月額(597,000円)×在職月数×0.254		7,278,624円	任期毎		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

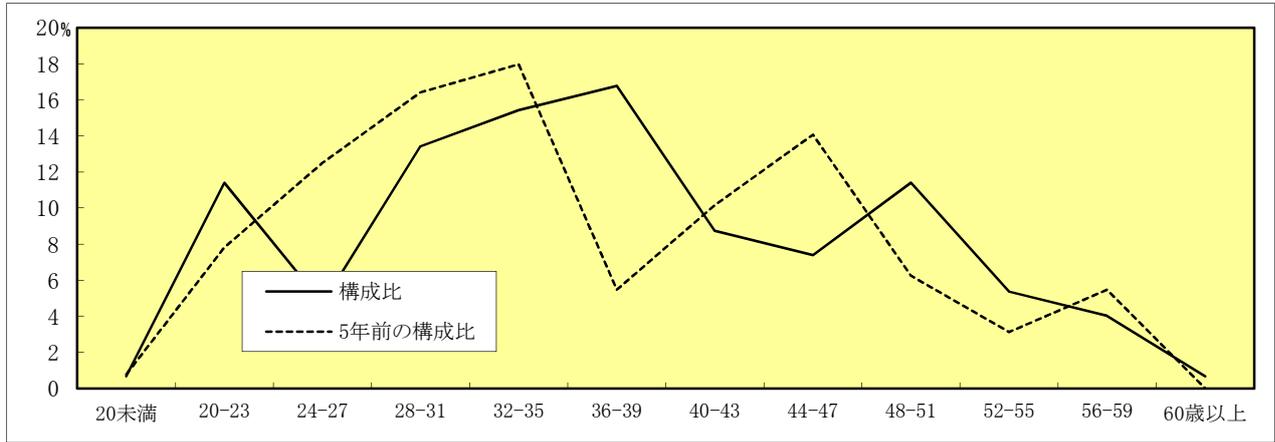
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 数	主 な 増 減 理 由
		令和 2 年	令和 3 年		
普 通 会 計 部 門	議会	3	3	0	
	総務	36	38	2	・正規職員配置による増(2)
	税務	11	11	0	
	農林水産	8	8	0	
	商工	3	3	0	
	土木	8	8	0	
	民生	38	38	0	
	衛生	9	9	0	
	計	116	118	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 74.30 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 76.00 人)
	教育部門	17	18	1	・正規職員配置による増(1)
消防部門	1	1	0		
小 計	134	137	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 86.26 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 94.94 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	4	4	0	
	公共下水道	2	2	0	
	その他	6	6	0	
	小 計	12	12	0	
合 計	146	149	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 93.82 人	
		[170]	[170]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況 (3年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳)	24歳)	28歳)	32歳)	36歳)	40歳)	44歳)	48歳)	52歳)	56歳)	60歳)	計
		23歳)	27歳)	31歳)	35歳)	39歳)	43歳)	47歳)	51歳)	55歳)	59歳)	以上)	
職員数	1人	17人	7人	20人	23人	25人	13人	11人	17人	8人	6人	1人	149人

(3)職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		103	107	110	109	116	118	15 (14.6%)
教育		14	13	15	15	17	18	4 (28.6%)
消防		—	—	—	1	1	1	1 —
普通会計計		117	120	125	125	134	137	20 (17.1%)
公営企業会計計		11	11	13	12	12	12	1 (9.1%)
総合計		128	131	138	137	146	149	21 (16.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 1年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
2	251,924	995	20,138	8.0%	6.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	市町村企業会計 一人当たり給与費(水道)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2	5	13,447	1,688	5,003	20,138	4,028	6,046

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
御代田町	35.0歳	267,550円	394,989円
団体平均	45.3歳	335,096円	502,816円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

御代田町(水道事業)				御代田町(一般行政職)			
1人当たり平均支給額（2年度）				1人当たり平均支給額（2年度）			
1,001千円				1,300千円			
(2年度支給割合)				(2年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.55月分	(1.40)月分	1.90月分	(0.90)月分	2.55月分	(1.40)月分	1.90月分	(0.90)月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算5～15%				・役職加算5～15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。ただし、御代田町に該当する職員はいません。

イ 退職手当（3年4月1日現在）

御代田町(水道事業)			御代田町		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.03950月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額	-千円	-千円	1人当たり平均支給額	1,948千円	22,066千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

該当なし

エ 特殊勤務手当（3年4月1日現在）

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(2年度決算)	378千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	76千円
支給実績(1年度決算)	426千円
職員1人当たり平均支給年額(1年度決算)	107千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者のない扶養親族 11,000円/人 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円/人 ・満16歳の年度初めから、満22歳の年度末までの子 5,000円加算/人	同		774 千円	387,000 円
住居手当	借家・間…家賃額に応じて支給 上限27,000円/月	同		※ 千円	※ 円
通勤手当	交通機関等の利用者 ・運賃相当額が55,000円以下については、運賃相当額 ・自動車等使用者は、距離に応じて最高26,200円支給	異	自動車等使用者の支給限度額	202 千円	40,400 円
管理職手当	・課長補佐職…20,000円 ・課長職…34,000円	異	定額額	- 千円	0 円
寒冷地手当	7,360~17,800円	同		258 千円	51,600 円

「※」…対象者が1名で個人が特定されてしまうため公表を差し控える箇所。

(2) 公共下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
2	741,729	9,889	6,908	0.9%	1.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2	2	5,043	290	1,575	6,908	3,454	5,953

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、1年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (3年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
御代田町	27.8 歳	214,650 円	301,917 円
団体平均	43.7 歳	331,372 円	495,629 円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

御代田町(公共下水道事業)	御代田町(一般行政職)
1人当たり平均支給額 (2 年度) 788 千円	1人当たり平均支給額 (2 年度) 1,300 千円
(30 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30 年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.40)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (3 年4月1日現在)

御代田町(公共下水道事業)			御代田町		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.03950 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.03950 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	1,948 千円	22,066 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、 2 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

該当なし

エ 特殊勤務手当 (3 年4月1日現在)

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(2 年度決算)	122 千円
職員1人当たり平均支給年額(2 年度決算)	61 千円
支給実績(1 年度決算)	177 千円
職員1人当たり平均支給年額(1 年度決算)	89 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (3 年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(2 年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(2 年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者のない扶養親族 11,000円/人 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円/人 ・満16歳の年度初めから、満22歳の年度末までの子 5,000円加算/人	同		— 千円	— 円
住居手当	借家・間…家賃額に応じて支給 上限27,000円/月	同		— 千円	— 円
通勤手当	交通機関等の利用者 ・運賃相当額が55,000円以下については、運賃相当額 ・自動車等使用者は、距離に応じて最高26,200円支給	異	自動車等使用者の支給限度額	81 千円	40,500 円
管理職手当	・課長補佐職…20,000円 ・課長職…34,000円	異	定額	— 千円	0 円
寒冷地手当	・7,360～17,800円	同		88 千円	44,000 円

「※」…対象者が1名で個人が特定されてしまうため公表を差し控える箇所。